

学習者（児童生徒）用タブレット端末利用に関するQ & A

Q1 タブレット端末をどのような学習場面で使用しているのですか。

A 授業支援アプリにより効率的に情報共有や意見交換を行ったり、動画教材等の各種サービスやインターネットを活用して知りたいことをすぐに調べたりしています。また、デジタルドリル等により、苦手なことはじっくりと、得意なことはどんどん進んで学ぶなど、自分のペースで学習することができています。これまでの学習に ICT を効果的に掛け合わせることで、より充実した学習につながっていきます。

Q2 タブレット端末の充電は家庭でも行うのですか。

A タブレット端末を持ち帰った場合は、家庭での充電にご協力をお願いします。

Q3 故障や破損の場合どうすればよいですか。

A 家庭での学習中に不具合が生じた場合は、速やかに学校（担任）まで報告をお願いします。タブレット端末を投げる、たたく、水をかける等、故意に故障を生じさせてしまった場合は、元に戻すための作業にかかる費用を家庭で負担していただくことがあります。

Q4 紛失、盗難にあった場合はどうすればよいですか。

A 持ち帰っていて紛失、盗難にあった場合は、すぐに学校へ報告してください。遺失物届や盗難届を警察に提出していただき、証明書の発行を受けるなどの手続きが必要です。なお、状況により家庭で負担していただくことがあります。

Q5 タブレット端末は家庭外に持って行ってもよいですか。

A 学校及び家庭以外への持ち出しは、基本的に行わないでください。事情がある際は、担任の先生に相談をお願いします。

Q6 子どもが不適切なサイト等へアクセスしないか心配です。

A 有害サイト等へのアクセスを制限するため、一定のフィルタリング設定を行っています。学校のタブレット端末の利用に限らず、スマートフォンや SNS が子どもたちに普及する中、適切な情報モラルを身に付け、情報技術の利用に関する適切で責任ある行動をとる資質・能力を高めることが社会全体に求められています。学校におきましても、そのような視点で、安全で安心な端末利活用に向けた情報モラル教育に取り組んでまいりますが、ご家庭におきましてもご協力をお願いします。

Q7 子どもの健康面への影響が心配です。

A 児童生徒の健康面の配慮については、（使用環境の）明るさ、（使用時の）姿勢、使用時間等について十分配慮するとともに、繰り返し指導を行っています。

家庭での利用にあたっては、端末に休止時間を設定し、児童生徒の深夜遅くまでの利用を制限しています。学校におきましても、家庭での端末利用における健康面への留意点について継続して指導に取り組んでまいりますが、ご家庭におきましてもご協力をお願いします。